

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

令和2年4月21日

議会事務局長（村上可奈子君）

議会事務局長の村上可奈子です。

本定例会4月会議は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の千葉勝男議員をご紹介します。

臨時議長（千葉勝男君）

ただいまご紹介をいただきました千葉勝男でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

臨時議長（千葉勝男君）

ただいまから令和2年平泉町議会定例会4月会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

臨時議長（千葉勝男君）

日程第1、仮議席の指定についてを行います。

仮議席は、ただいま着席の議席となります。

臨時議長（千葉勝男君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、1番、大友仁子議員、2番、稲葉正議員を指名します。

暫時休憩します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時06分

臨時議長（千葉勝男君）

再開いたします。

日程第3、選挙第1号、議長選挙についてを行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

臨時議長(千葉勝男君)

ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項及び運用例規により、立会人に3番、猪岡須夫議員、4番、氷室裕史議員、6番、阿部圭二議員の3名を指名したいと思います。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

臨時議長(千葉勝男君)

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じ順次投票願います。なお、同じ氏のみを記載したもの、白票で投票したものなど、被選挙人を確認できないものは無効となりますので、申し添えます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長(千葉勝男君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。異常ありませんか。

(投票箱点検)

臨時議長(千葉勝男君)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

議会事務局長(村上可奈子君)

投票は運用例規により、議長席に向かって右側から順次登壇し、投票用紙を備付けの投票箱に投入していただきます。

最初に、立会人の方から投票していただきます。3番、猪岡須夫議員、4番、氷室裕史議員、6番、阿部圭二議員、1番、大友仁子議員、2番、稲葉正議員、5番、高橋拓生議員、7番、三枚山光裕議員、8番、真竈光幸議員、9番、高橋伸二議員、10番、升沢博子議員、11番、佐藤孝悟議員。最後に、臨時議長は議長席から投票していただきます。

臨時議長(千葉勝男君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長（千葉勝男君）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

3番、猪岡須夫議員、4番、氷室裕史議員、6番、阿部圭二議員、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

臨時議長（千葉勝男君）

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票7票、無効投票5票。有効投票のうち、高橋拓生議員、7票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、高橋拓生議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議 場 開 鎖）

臨時議長（千葉勝男君）

ただいま議長に当選された高橋拓生議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

高橋拓生議員、挨拶をお願いします。

5 番（高橋拓生君）

高橋拓生でございます。

このたび、議員各位のご推挙により議長に就任することになりました。身に余る光栄とともに責任の重さを痛感しているところでございます。私は浅学非才な者でございますが、議員皆様のお力添えをいただきながら平泉町の発展のため、そして議会発展のため、誠心誠意取り組んでまいりまいます。

現在、新たな重要課題である新型コロナウイルスの感染症防止対策を的確に行うとともに、山積みする諸問題を行政側と車の両輪で適切に対応していく必要があると考えます。また開かれた議会、分かりやすい議会となるようように議員間で協議を重ね、引き続き議会改革に取り組んでまいります。

皆様方のご支援とご指導を賜りますようお願い申しまして、簡単ではございますが就任のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

臨時議長（千葉勝男君）

ただいま、高橋拓生議長に当選承諾の挨拶をいただきました。

ただいまの挨拶をもって、当選承諾の挨拶と認めます。

高橋拓生議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力、誠にありがとうございました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時24分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

これから本日の議事日程第2号に入ります。

本日の議事日程第2号は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに議事日程第2号に入ります。

議長（高橋拓生君）

日程第4、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月27日までの251日としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は12月27日までの251日と決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時34分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第5、選挙第2号、副議長選挙についてを行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉じます。

（議場閉鎖）

議長（高橋拓生君）

ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項及び運用例規により、立会人に3番、猪岡須夫議員、4番、氷室裕史議員、6番、阿部圭二議員の3名を指名します。

投票用紙を配付します。

(投票用紙 配付)

議長 (高橋拓生君)

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であり、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。なお、同じ氏のみを記載したもの、白票で投票したものなど、被選挙人を確認できないものは無効であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (高橋拓生君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。異常ありませんか。

(投票箱 点検)

議長 (高橋拓生君)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼により順次投票願います。

議会事務局長 (村上可奈子君)

先ほどの議長選挙と同じように進めてまいります。

まず、立会人の方から先に投票していただきます。3番、猪岡須夫議員、4番、氷室裕史議員、6番、阿部圭二議員、1番、大友仁子議員、2番、稲葉正議員、7番、三枚山光裕議員、8番、真竈光幸議員、9番、高橋伸二議員、10番、升沢博子議員、11番、佐藤孝悟議員、12番、千葉勝男議員。議長は議長席から投票していただきます。

議長 (高橋拓生君)

投票漏れはありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 (高橋拓生君)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

3番、猪岡須夫議員、4番、氷室裕史議員、6番、阿部圭二議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

議長 (高橋拓生君)

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票9票、無効投票3票。有効投票のうち、升沢博子議員9票、以上のと

おりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、升沢博子議員が副議長に当選されました。
議場の出入口を開きます。

(議 場 開 鎖)

議 長 (高橋拓生君)

ただいま副議長に当選されました升沢博子議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

升沢博子議員、登壇の上、挨拶をお願いいたします。

10番 (升沢博子君)

升沢博子です。

ただいま、議員各位のご推挙により副議長に当選させていただきました升沢博子でございます。全力で議長を補佐し、円滑な議会運営に努めてまいりたいと思っております。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 (高橋拓生君)

ただいまの挨拶をもって、当選承諾の挨拶と認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時13分

議 長 (高橋拓生君)

再開します。

日程第6、議席の指定についてを行います。

議席は、会議規則第3条第2項の規定によって、お手元に配付した議席表のとおり指定します。

議 長 (高橋拓生君)

日程第7、常任委員の選任についてを行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、議長は、議会全体を統理する立場から、常任委員を辞退したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

委員長及び副委員長が決まっておりませんので、議長において、直ちに各常任委員会を招集します。総務教民常任委員会の会議場所は正副議長室、産業建設常任委員会の会議場所は委員会室1において、それぞれ委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時15分

再開 午後 1時27分

議長(高橋拓生君)

それでは再開いたします。

日程第8、常任委員長及び副委員長の互選結果について、事務局長に報告いたさせます。

議会事務局長(村上可奈子君)

それでは、常任委員長及び副委員長の互選結果について報告いたします。

総務教民常任委員長、4番、氷室裕史議員、総務教民常任副委員長、7番、真竈光幸議員。産業建設常任委員長、11番、升沢博子議員、産業建設常任副委員長、6番、三枚山光裕議員。

以上でございます。

議長(高橋拓生君)

以上、事務局長の報告のとおり、委員長、副委員長が選任されました。

議長(高橋拓生君)

日程第9、議会運営委員会委員の選任についてを行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、1番、大友仁子議員、4番、氷室裕史議員、5番、阿部圭二議員、9番、佐藤孝悟議員、11番、升沢博子議員を議会運営委員会委員にそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

高橋伸二議員。

8番(高橋伸二君)

常任委員の選任の際にもそうですし、今の議会運営委員会委員の選任の際にもそうなのですが、条例の6条4項というふうに議長、述べられているのですよね。これはどちらが正しいのでしょうか。

議長(高橋拓生君)

委員会条例第6条4項の規定によるということです。

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

そうすると、我々に配られているこの議長名の文書というのは誤りだということなのですね。

議長（高橋拓生君）

休憩いたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時43分

議長（高橋拓生君）

それでは再開いたします。

議長から訂正をいたします。

日程第7、常任委員の選任について及び日程第9、議会運営委員会委員の選任について、根拠法令については平泉町議会委員会条例第6条第4項の誤りですので、お手元に配付のとおり訂正いたします。

ただいま指名しました議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

委員長及び副委員長が決まっておりませんので、議長において、直ちに議会運営委員会を招集いたします。正副議長室において、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 2時17分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第10、議会運営委員会委員長及び副委員長の互選の結果について、事務局長に報告いたさせます。

議会事務局長（村上可奈子君）

それでは、議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果について報告いたします。

議会運営委員長、9番、佐藤孝悟議員、議会運営副委員長、5番、阿部圭二議員。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

以上、事務局長の報告のとおり、委員長、副委員長が選任されました。

議長（高橋拓生君）

日程第11、選挙第3号、一部事務組合等議会議員の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

一関地区広域行政組合議会議員には、2番、稲葉正議員、7番、真竈光幸議員を指名いたします。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員には、1番、大友仁子議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した3名の方を、それぞれ一部事務組合等議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名の方が一部事務組合等の議会議員に当選されました。

ただいま一部事務組合等議会議員に当選されました一関地区広域行政組合議会議員、2番、稲葉正議員、7番、真竈光幸議員、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員、1番、大友仁子議員がそれぞれ議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選人の発言を求めます。登壇して挨拶をお願いいたします。

初めに、一関地区広域行政組合議会議員に当選されました2番、稲葉正議員をお願いいたします。

2番、稲葉正議員、お願いいたします。

2番(稲葉正君)

稲葉正でございます。広域行政のほうに参って頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長(高橋拓生君)

次に、7番、真竈光幸議員、お願いいたします。

7番(真竈光幸君)

真筆光幸であります。引き続き一関地区広域行政組合議会、暮らしに密着した議題について引き続き参画をしてみたいです。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

続いて、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました1番、大友仁子議員からお願いいたします。

1 番（大友仁子君）

大友仁子でございます。

このたび、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の任命を拝しました。しっかり頑張ってみます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

ただいまの挨拶をもって、当選承諾の挨拶と認めます。

以上で一部事務組合等議会議員の選挙を終わります。

議長（高橋拓生君）

日程第12、発議第2号、議会広報編集特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

11番、升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

発議第2号、平泉町議会議長、高橋拓生様

提出者、平泉町議会議員、升沢博子、賛成者、阿部圭二、氷室裕史、稲葉正、大友仁子
議会広報編集特別委員会設置に関する決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

それでは、これから発議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会広報編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により議長が指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

議会広報編集特別委員会の委員は、1番、大友仁子議員、2番、稲葉正議員、4番、氷室裕史議員、5番、阿部圭二議員、11番、升沢博子議員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議会広報編集特別委員会の委員には、ただいま申し上げました5名の議員を選任することに決定いたしました。

委員長及び及び副委員長が決まっておりませんので、議長において、直ちに議会広報編集特別委員会を招集します。正副議長室において、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時40分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第13、議会広報編集特別委員会委員長及び副委員長の互選結果について、事務局長に報告いたさせします。

議会事務局長（村上可奈子君）

それでは、議会広報編集特別委員会委員長及び副委員長の互選結果について報告いたします。

議会広報編集特別委員長、5番、阿部圭二議員、議会広報編集特別副委員長、2番、稲葉正議員です。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

以上、事務局長の報告のとおり、委員長、副委員長が選任されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第14、議会改革推進会議の設置についてを議題といたします。

お諮りします。

議会基本条例第13条に基づく議会改革推進会議を設置することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議会改革推進会議を設置することに決定いたしました。

ただいま設置された議会改革推進会議の委員を平泉町議会改革推進会議設置要綱第3、2項により別紙のとおり議長において指名いたします。

委員長及び副委員長が決まっておりませんので、議長において直ちに議会改革推進会議を招集いたします。正副議長室において委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時57分

議 長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第15、議会改革推進会議委員長及び副委員長の互選結果について事務局長に報告いたします。

議会事務局長（村上可奈子君）

それでは、議会改革推進会議の委員長及び副委員長の互選結果について報告いたします。議会改革推進会議委員長、8番、高橋伸二議員、議会改革推進会議副委員長、11番、升沢博子議員。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

以上、事務局長の報告のとおり、委員長、副委員長が選任されました。

暫時休憩いたします。

午後3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時16分

議 長（高橋拓生君）

再開します。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本定例会 4 月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

次に、本定例会 4 月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

これから、本日の議事日程第 3 号に入ります。

本日の議事日程第 3 号はお手元に配付のとおりです。この日程を進めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、この日程を進めることに決定いたしました。

直ちに、議事日程第 3 号に入ります。

議 長 (高橋拓生君)

日程第 16、報告第 1 号、平泉町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題といたします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町 長 (青木幸保君)

それでは、最初に報告第 1 号の専決処分につきましてご説明をいたします。

議案書 1 ページをお開きください。

報告第 1 号、平泉町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告についてでございます。

専決処分の内容につきましては、議案書 2 ページの理由にありますとおり、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和 2 年 3 月 31 日にそれぞれ公布されたことに伴い、平泉町町税条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分をしたものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明いたします。

このたびの地方税法改正におきましては、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び報酬や賃上げを促すための税制上の措置を講ずるとともに、全ての独り親家庭に対する公平な税制の実現など、経済社会の構造変化を踏まえた制度の見直しを行う観点から、地方税法等が改正されたことに伴い、平泉町町税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容ですが、初めに個人町民税につきましては、全ての独り親家庭の子どもに対し公平な税制を実現する観点から、離婚歴や性別に関わらず未婚の独り親について寡婦(夫)控除を適用し、非課税措置について寡夫を対象から除き、独り親を対象に追加する措置を講じます。

なお、これらの適用は令和 3 年度分以後の課税からとなります。

固定資産税につきましては、所有者不明土地等に係る課題への対応といたしまして、調査を尽くしても所有者が一人も明らかにならない資産について、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができる措置を講じます。また登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合、現に所有している者（相続人等）に対し、氏名、住所その他、賦課徴収に必要な事項を申告させることができる措置を講じます。

最後に、国民健康保険税につきましては、基礎課税額に係る課税限度額を現行の61万円から63万円に引き上げること、介護納付金課税額に係る限度額を現行の16万円から17万円に引き上げること、また国民健康保険の低所得者に対する保険税軽減措置の拡大を図るため、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の28万円から28万5,000円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の51万円から52万円に引き上げるものであります。

以上、今回の地方税制改正に伴う町税条例上で関連する主な改正点を申し上げましたが、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布され、一部を除き同年4月1日から施行されたことから、平泉町町税条例等の一部を改正するものであり、令和2年3月31日をもって地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したところであります。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議 長（高橋拓生君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

なければ、次に進行いたします。

議 長（高橋拓生君）

日程第17、報告第2号から日程第18、報告第3号、報告案件2件を一括議題とします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

報告第2号及び報告第3号の専決処分2件につきましてご説明をいたします。

議案書9ページをお開きください。

報告第2号、損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている町長の専決事項について、次のとおり専決処分をしたものでございます。

専決処分した年月日、令和2年3月17日。

損害賠償及び和解の相手方は記載のとおりでございます。

損害賠償の額、3万3,605円。

和解の内容、損害賠償の額を左のとおりとし、ともに今後本件に関しては異議を申し立てない。
損害賠償の原因、令和2年1月17日、平泉町立平泉小学校用地内にて、設置してあるグレーチングを相手方が自動車で通過したところ、グレーチングが跳ね上がり、相手方の自動車が破損したものでございます。

次に、議案書の10ページをお開きください。

報告第3号、損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている町長の専決事項について、次のとおり専決処分をしたものでございます。

専決処分をした年月日、令和2年3月27日。

損害賠償及び和解の相手方は記載のとおりでございます。

損害賠償の額、3万5,600円。

和解の内容、損害賠償の額を左のとおりとし、ともに今後本件に関しては異議を申し立てない。
損害賠償の原因、令和2年2月17日、平泉字三日町地内で、穴の開いた町道上を走行し、相手方所有の自家用車が損傷したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

なければ、次に進行いたします。

議長（高橋拓生君）

日程第19、報告第4号、令和元年度平泉町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告についてを議題といたします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

報告第4号の専決処分につきましてご説明をいたします。

議案書11ページをお開きください。

報告第4号、令和元年度平泉町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告についてでございます。

議案書12ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている町長の専決事項について、次のとおり専決処分する。

令和元年度平泉町一般会計補正予算（第7号）

令和元年度平泉町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,801万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億7,469万4,000円とする。

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

議案書12ページの裏をお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の補正額で説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1 款町税、3 項軽自動車税67万5,000円の減。

2 款地方譲与税198万2,000円、1 項地方揮発油譲与税120万3,000円の減、2 項自動車重量譲与税318万1,000円、3 項森林環境譲与税4,000円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金49万8,000円の減。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金5万5,000円の減。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金61万2,000円の減。

7 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金111万2,000円。

8 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金42万1,000円の減。

9 款地方特例交付金、2 項子ども・子育て支援臨時交付金1,221万5,000円の減。

10 款地方交付税、1 項地方交付税2,448万7,000円。これは特別交付税の増額でございます。

11 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金18万4,000円。

14 款国庫支出金700万円の減、1 項国庫負担金290万7,000円の減。

議案書13ページでございます。

2 項国庫補助金409万3,000円の減。これにはプレミアム付商品券事業費補助金233万4,000円の減が含まれております。

15 款県支出金461万1,000円の減、1 項県負担金47万6,000円の減、2 項県補助金410万4,000円の減。これには子ども・子育て支援交付金245万6,000円の減が含まれております。3 項委託金3万1,000円の減。

17 款寄附金、1 項寄附金12万6,000円。

18 款繰入金、2 項基金繰入金1,052万1,000円の減。これには財政調整基金繰入金1,050万9,000円の減額が含まれております。

20 款諸収入、5 項雑入929万9,000円の減。これはプレミアム商品券売上金の減額でございます。

歳入合計補正額1,801万6,000円の減。

次に、歳出でございます。

議案書13ページの裏をお開きください。

2 款総務費271万2,000円の減、1 項総務管理費175万円の減、3 項戸籍住民基本台帳費86万

5,000円の減、5項統計調査費9万7,000円の減。

3款民生費、1項社会福祉費1,402万1,000円の減。これにはプレミアム付商品券事業委託料1,222万6,000円の減が含まれております。

4款衛生費、1項保健衛生費94万5,000円の減。

6款農林水産業費、1項農業費34万7,000円の減。

7款商工費、1項商工費6万7,000円の減。

10款教育費、5項社会教育費7万6,000円。

歳出合計補正額1,801万6,000円の減。

続きまして、議案書14ページでございます。

第2表債務負担行為補正。

事項、農業近代化資金利子補給。

期間、令和2年度から令和8年度。

限度額、貸付元金1,400万円に対する利子補給（年利0.10%）5万4,000円以内の額を追加したものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

なければ、次に進行いたします。

議長（高橋拓生君）

日程第20、議案第25号から日程第21、議案第26号まで、条例案件1件、補正予算案件1件、合計2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、条例案件1件、補正予算案件1件、計2件につきましてご説明をいたします。

それでは、最初に条例案件につきましてご説明をいたします。

議案書23ページをお開きください。

議案第25号、平泉町在宅支援センター設置条例を廃止する条例でございます。

提案理由でございますが、平泉町在宅介護支援センターの業務内容が地域包括支援センターへ移行されたことに伴い、廃止するものでございます。

次に、補正予算案件につきまして説明いたします。

議案書24ページをお開きください。

議案第26号、令和2年度平泉町一般会計補正予算（第1号）でございます。

令和2年度平泉町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ437万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億4,637万8,000円としようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいまの説明のあった議案については、担当課長の補足説明を求め議決したいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

議案第25号、平泉町在宅介護支援センター設置条例を廃止する条例について、担当課長の補足説明を求めます。

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

平泉町在宅介護支援センター設置条例を廃止する件につきまして補足説明をさせていただきます。

平泉町在宅介護支援センターは、平成7年4月に老人福祉法に基づいて設置されたところでございますけれども、介護保険制度導入後につきましては、地域包括支援センターのほうが制度化されまして、在宅介護支援センターに求められてまいりました相談機能のその役割を地域包括支援センターが担うこととなりました。今まで一関地区広域行政組合のほうで在宅介護支援センターのほうに地域包括支援センターの体制が整う間ということで相談業務のほうも委託してきたところですが、その包括的支援事業ということになります。総合的な相談窓口の業務につきましては、第7期の介護保険事業計画に基づきまして見直しをすることとなりました。平成31年度に在宅介護支援センターからこの地域包括支援センターへの業務引継ぎを行いまして、この在宅介護支援センターとしての役割が終了したということから、実情に即しまして平泉町在宅介護支援センター設置条例を廃止するというものでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、令和2年度平泉町一般会計補正予算(第1号)について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原総務課長。

総務課長(菅原幹成君)

それでは、今回の議会定例会4月会議に補正予算を提案させていただきました理由を初めに説明させていただきます。

25ページ裏をお開きください。

歳出でございますが、全て新型コロナウイルス感染症対策に係るものでございます。

2款総務費では、役場庁舎や他の公共施設で使用するマスク、消毒液を配備するため予算を計上する必要があること。

3款民生費では、新型コロナウイルス感染予防のための臨時休校の要請に伴い、放課後等デイサービスの利用が増加したこと、また保育所や学童保育施設で、それぞれ必要なマスクや消毒液、体温計等を配備するため予算計上する必要があること。

26ページでございます。

4款衛生費では、保健センターの備蓄分を含め、各種健診等医療機関に関わるマスクや消毒液、体温計等を配備するため予算計上する必要があること。

10款教育費では、小中学校及び社会教育施設など教育委員会部局で必要なマスクや消毒液、体温計等を配備するため予算計上をする必要があることから、今議会にそれぞれ予算を計上させていただき、速やかに事業執行をするため提案させていただくものでございます。

それでは、議案書24ページをお開きください。

議案第26号、令和2年度平泉町一般会計補正予算(第1号)につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書24ページ裏、第1表 歳入歳出予算補正の補正額でご説明をさせていただきますが、款

項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

15款県支出金、2項県補助金35万1,000円。これは放課後等デイサービス支援事業費補助金でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金402万7,000円。これは財政調整基金でございます。

歳入合計補正額437万8,000円。

次に、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費133万4,000円。

3款民生費、2項児童福祉費85万1,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費57万3,000円。

10款教育費、1項教育総務費162万円。

歳出合計補正額437万8,000円。

以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋拓生君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

時間は4時まで休憩いたします。よろしく願いいたします。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 4時05分

議長（高橋拓生君）

再開します。

日程第22、同意第2号、監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

この同意案件は、地方自治法第117条の規定によって、真竈光幸議員の退場を求めます。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

同意第2号、監査委員の選任に関し同意を求めることについてであります。

次の者を監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所は記載のとおりであります。

氏名、真竈光幸。

生年月日、昭和30年12月7日であります。

以上の者を監査委員に選任をしたいので議会の皆さんの同意を求めるものであります。どうぞよろしく願いをいたしたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第2号を採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

議員の入場を認めます。

監査委員の案件が同意されたので、真竈光幸議員、ご挨拶をお願いいたします。

真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

ただいま議選監査委員として選任を同意いただきました真竈光幸でございます。住民の代表として住民の目線でもって監査業務を進めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

日程第23、発議第3号、新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

9番、佐藤孝悟議員。

9番（佐藤孝悟君）

発議第3号、平泉町議会議長、高橋拓生様

提出者は佐藤孝悟、私でございますし、賛成者は升沢博子議員、高橋伸二議員、三枚山光裕議員でございます。

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書（案）

新型コロナウイルスによる感染症は急速な勢いで世界中に拡散し、世界保健機構（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言するなど、わが国にとってはもちろんのこと国際的な脅威となっている。

政府は、パンデミック（感染爆発）寸前の状況判断から全国を対象に緊急事態宣言を発令しているが、状況は刻々と変わり未だ終息に向けた見通しは立たず国民の不安は高まっている。

こうした状況のもと平泉町の基幹産業である観光業においては、世界文化遺産構成資産である中尊寺、毛越寺の拝観休止や、一大イベントである春の藤原まつりの中止などにより観光客入込数が激減し、飲食、土産品、宿泊事業者は休業を余儀なくされ、さらに、そうした事業者には多くの町民が雇用されており、その影響は非常に大きなものとなっている。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染拡大防止と国民生活の安定に向け、地方公共団体と連携・協力し、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 検査・医療体制のさらなる整備と充実を図るとともに、医療現場への支援を行うこと。
- 2 国民生活と地域経済や各産業への影響を最小限にとどめ、財政支援に努めること。
- 3 休校措置に伴う児童・生徒の学習面をはじめとした学校活動に影響が出ないよう、適切なフォロー体制の構築や、子育て家庭、企業などに生じるさまざまな課題に迅速・的確に対応すること。
- 4 地方公共団体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年4月21日

岩手県平泉町議会

意見書提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

それでは、これから発議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

議長(高橋拓生君)

日程第24、議会運営委員会の継続調査申し出についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、佐藤孝悟議員。

議会運営委員長(佐藤孝悟君)

平泉町議会議長 高橋拓生様

議会運営委員会委員長 佐藤孝悟

継続調査申出書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、委員の任期中の継続調査と決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

記

1. 事件

(1) 本会議の会期日程等議会の運営に関する事項

(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

(3) 議長の諮問に関する事項

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(高橋拓生君)

議会運営委員長から、所掌事務のうち、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項等について、委員の任期中の継続調査する申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の所掌事務のうち、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項

等について、委員の任期中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第25、議会広報編集特別委員会の継続調査申し出についてを議題といたします。

本件について、議会広報編集特別委員長の報告を求めます。

議会広報編集特別委員長、阿部圭二議員。

議会広報編集特別委員長（阿部圭二君）

阿部圭二です。

平泉町議会議長 高橋拓生様

議会広報編集特別委員会委員長 阿部圭二

継続調査申出書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、委員の任期中の継続調査と決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

記

1. 事件

議会広報編集に関する事項

以上ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長（高橋拓生君）

議会広報編集特別委員長から、所掌事務のうち、議会広報編集に関する事項について、委員の任期中の継続調査する申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議会広報編集特別委員会の所掌事務のうち、議会広報編集に関する事項について、委員の任期中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

以上で、本定例会4月会議に付議された全ての議案が議了いたしました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもって、令和2年平泉町議会定例会4月会議を閉議します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時20分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

臨時議長 千 葉 勝 男

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 大 友 仁 子

同 稻 葉 正